



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 告示

728	平成28年度自衛官募集	(市町村課).....	1
729	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
730	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	4
731	生活保護法による医療機関の指定	(").....	4
732	生活保護法による施術機関の指定	(").....	4
733	救急病院の認定	(医務課).....	5
734	"	(").....	5
735	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	5
736	"	(").....	5
737	"	(").....	6
738	"	(").....	6
739	"	(").....	7
740	"	(").....	7
741	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	7

○ 選挙管理委員会告示

80	政治団体の届出事項の異動の届出	8
81	資金管理団体の届出事項の異動の届出	8
82	政治団体の解散の届出	9
83	政治団体の収支報告書の要旨	9
84	政治団体の設立の届出	10
85	資金管理団体の届出	11

○ 訓令

*21	和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	(商工観光労働総務課).....	11
*22	和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令	(技術調査課).....	12

告 示

和歌山県告示第728号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成28年度募集について、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目及び採用予定時期

(1) 募集種目

- ア 自衛官候補生（男子）
- イ 自衛官候補生（女子）

(2) 採用予定時期

平成29年3月下旬から同年4月上旬まで

2 試験期日、試験場及び試験種目

(1) 男子

試験期日	試験場	試験種目
平成28年7月22日（金）	和歌山市	1 筆記試験 （国語、数学、社会及び作文） 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成28年9月10日（土）	和歌山市	
平成28年9月23日（金）	和歌山市	
平成28年9月24日（土）	和歌山市	
平成28年10月4日（火）	田辺市	
平成28年10月22日（土）	和歌山市	
*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。		

(2) 女子

試験期日	試験場	試験種目
平成28年9月23日（金）	和歌山市	1 筆記試験 （国語、数学、社会及び作文） 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成28年9月24日（土）	和歌山市	
*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。		

3 受付期間

(1) 男子

試験期日の前日まで

(2) 女子

平成28年7月1日（金）から同年9月8日（木）まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号

本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関に持参又は郵送すること(受付期間内必着)。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

和歌山県告示第729号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋歯新 4-26	守内歯科診療所	橋本市高野口町名倉6	平成 28.4.30
有医新 6-26	そのベクリニック	有田郡有田川町下津野550	平成 28.4.30

海南歯新 26-27	今村歯科医院	海南市黒江1-40	平成 28.5.6
---------------	--------	-----------	--------------

和歌山県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	休 止 年月日
海南訪新 1-26	琴ノ浦訪問看護ステーション	海南市船尾365	平成 28.4.30

和歌山県告示第731号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋歯新 32-28	守内歯科医院	橋本市高野口町名倉6	平成 28.5.1
海南歯新 32-28	今村歯科医院	海南市日方125-1	平成 28.5.6
御薬新 17-28	ひなた薬局	御坊市湯川町財部221-11	平成 28.6.1
有医新 41-28	ちさこ赤ちゃんこどもクリニック	有田郡有田川町下津野550	平成 28.6.1
御医新 32-28	矢田耳鼻咽喉科	御坊市湯川町財部244-5	平成 28.6.4

和歌山県告示第732号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日

橋柔新 1-28	橋本万里子	橋本治療院 (柔道整復) 橋本市高野口町小田533-6	平成 28. 5. 6
-------------	-------	--------------------------------	----------------

和歌山県告示第733号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 古梅記念病院
- 2 所在地 和歌山市新生町5番37号
- 3 有効期限 平成31年7月13日

和歌山県告示第734号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター
- 2 所在地 田辺市たきない町27番1号
- 3 有効期限 平成31年6月30日

和歌山県告示第735号

農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月21日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第29号-1	橋本市吉原字松之岡840外3筆
平成28年度第29号-2	橋本市妻字扇塚455-1外1筆

和歌山県告示第736号

農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月21日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第30号	有田郡有田川町長谷川字登尾1552-264

和歌山県告示第737号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月21日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第31号-1	田辺市上秋津字下左向91-62
平成28年度第31号-2	田辺市上秋津字下左向91-152外2筆
平成28年度第31号-3	田辺市上秋津字川中口1417-36
平成28年度第31号-4	田辺市上秋津字川中口1417-35
平成28年度第31号-5	田辺市上芳養字小谷4378-1外1筆
平成28年度第31号-6	田辺市上芳養字和玉3058-2外1筆

和歌山県告示第738号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第32号-1	海南市下津町百垣内字丸岡668-1外1筆
平成28年度第32号-2	海南市下津町引尾字鯛ノ峯1473-1外3筆
平成28年度第32号-3	海南市下津町橋本字立道611外1筆
平成28年度第32号-4	海南市下津町橋本字下中津尾296
平成28年度第32号-5	海南市下津町橋本字下中津尾324
平成28年度第32号-6	海南市下津町橋本字下中津尾308

平成28年度第32号-7	海南市下津町大崎字高通493外1筆
平成28年度第32号-8	海南市下津町橋本字白草1898

和歌山県告示第739号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第33号	東牟婁郡那智勝浦町井鹿字水尾口908外3筆

和歌山県告示第740号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第34号	日高郡由良町門前字太田坪349-1外7筆
平成28年度第35号-1	御坊市塩屋町南塩谷字和喜田964-1
平成28年度第35号-2	御坊市藤田町吉田字東院745-1

和歌山県告示第741号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成28年6月21日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	鶴保庸介	主たる事務所の所在地	和歌山市手平二丁目88-1	和歌山市太田三丁目7-12 ヤマイチ第一ビル1F	平成28.5.15
民進党和歌山県第3区総支部	岸本周平	政治団体の名称	民進党和歌山県第3区総支部	民主党和歌山県第3区総支部	平成28.5.20
自由民主党和歌山県和歌山市第三支部	新島雄	主たる事務所の所在地	和歌山市加太203	和歌山市古屋158-3	平成28.1.29

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
那賀医師連盟	中田秀則	代表者	中田秀則	西岡正好	平成28.5.14
		会計責任者	正木和人	三谷高史	平成28.5.14
有田市医師連盟	中村吉伸	主たる事務所の所在地	有田市箕島653-5	有田市宮崎町明見27-1	平成28.4.1
		代表者	中村吉伸	應地正章	平成28.4.1
		会計責任者	成川暢彦	中元耕一郎	平成28.4.1
石田真敏を支援する会	藤平良光	会計責任者	地庵善美	新田耕司	平成28.5.26
雄新会	新島雄	主たる事務所の所在地	和歌山市加太203	和歌山市古屋158-3	平成28.2.1
西牟婁郡医師連盟	松尾清次	会計責任者	丸笹崇	植山雅博	平成28.4.1
新風会議員連盟	安達克典	代表者	安達克典	向井孝行	平成28.5.30
		会計責任者	安達克典	向井孝行	平成28.5.30
和歌山県商工政治連盟	森田敏行	会計責任者	田中亨	潰瀧順一	平成28.5.27
和歌山県理学療法士連盟	鍋嶋崇之	会計責任者	岩崎正和	吉村章人	平成28.6.1

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
新島雄	雄新会	主たる事務所の所在地	和歌山市加太203	和歌山市古屋158-3	平成28.2.1

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
はまだまさみ後援会	角口育世	平成28.3.31
鶴保庸介後援会川辺支部	熊谷重美	平成28.5.15

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

はまだまさみ後援会

報告年月日 28.04.04

1 収入総額	162,000
本年收入額	162,000
2 支出総額	162,000
3 本年收入の内訳	
寄附	162,000
個人分	162,000
4 支出の内訳	
政治活動費	162,000
機関紙誌の発行その他の事業費	162,000
宣伝事業費	162,000
5 寄附の内訳(個人分)	
濱田 雅美	162,000 新宮市

政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

鶴保庸介後援会川辺支部

報告年月日 28.02.16

1 収入総額	0
--------	---

2 支出総額	0
はまだまさみ後援会	
	報告年月日 28.04.04
1 収入総額	8,000
本年收入額	8,000
2 支出総額	8,000
3 本年收入の内訳	
寄附	8,000
個人分	8,000
4 支出の内訳	
政治活動費	8,000
機関紙誌の発行その他の事業費	8,000
宣伝事業費	8,000
5 寄附の内訳	
(個人分)	
年間五万円以下のもの	8,000

政治団体の収支報告書(平成28年分)の要旨

はまだまさみ後援会	
	報告年月日 28.04.04
1 収入総額	0
2 支出総額	0
鶴保庸介後援会川辺支部	
	報告年月日 28.05.20
1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本のことを大切に する党有田市議会第一支部	池田敦城	池田敦城	有田市宮崎町253-8	○	平成 28.5.12
おおさか維新の 会和歌山県総支部	馬場伸幸	林隆一	和歌山市六十谷353-2	○	平成 28.5.18
自由民主党和歌山 県伊都郡第一支部	堀龍雄	平野鈴子	伊都郡かつらぎ町兄井197	○	平成 28.6.9

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
はまだまさみ後援会	角口育世	角口州利	新宮市清水元二丁目3-2	平成 28.4.4
つるほ庸介後援会 日高川鶴翔会	熊谷重美	水野浩行	日高郡日高川町小熊3850-1	平成 28.5.20
浅山誠一後援会	浅山誠一	浅山敬二	田辺市下万呂439	平成 28.6.7

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

資金管理団体の届出をした者 （代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
浅山誠一	田辺市議会議員	浅山誠一後援会	田辺市下万呂439	平成 28.6.4

訓 令

和歌山県訓令第21号

商 工 観 光 労 働 部
和歌山県公営競技事務所

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成18年和歌山県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区分	勤務時間	休憩時間
第1類型	午前7時から午後3時45分まで	午前10時から午前11時まで
第2類型	午前8時から午後4時45分まで	午前11時から午後零時まで
第3類型	午前9時から午後5時45分まで	午後零時から午後1時まで
第4類型	午後1時から午後9時45分まで	午後4時から午後5時まで

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第22号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式第36条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。